なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意⑱ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉜ｅ又はｆの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(i)　略］

(j)　自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k)　自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の２の２の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(l)～(q)　略］

ｂ　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｂにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(a)～(l)　略］

(m)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(o)～(u)　略］

［⑫～㉖　略］

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意⑱ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉜ｅ又はｆの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(i)　同左］

(j)　自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(k)　自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の３第１項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第２条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(l)～(q)　同左］

ｂ　提出会社の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、10事業年度。以下ｂにおいて同じ。）（会社設立後５事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては、４事業年度）以外のものについては、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

［(a)～(l)　同左］

(m)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(n)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(o)～(u)　同左］

［⑫～㉖　同左］